



鳥取県公報

令和4年9月2日（金）
第9428号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（455）（福祉監査指導課） 2
	知事指定薬物の指定（456）（医療・保険課） 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（457・458）（企業支援課） 3
	清算法人湖山町下代土地改良区の清算人の就任（459）（東部農林事務所） 4
	公共測量の実施（460）（県土総務課） 5
	指定障害児通所支援事業の廃止の届出（461）（中部総合事務所県民福祉局） 5
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（技術企画課） 5
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課） 5
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃） 6
◇ 調達公告	落札者の決定（3件）（物品契約課） 7

告 示

鳥取県告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

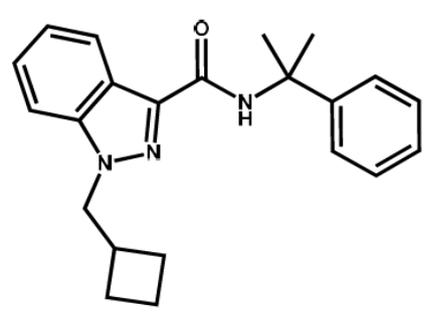
名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合646	南部訪問介護事業所	西伯郡南部町落合532-1	訪問介護	令和3年9月30日

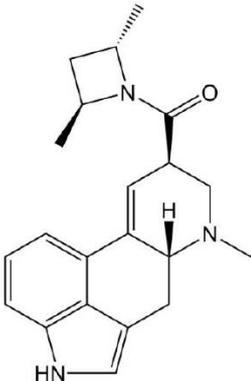
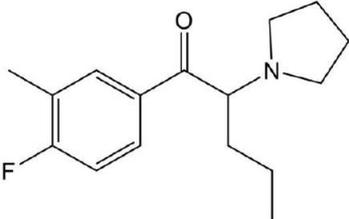
鳥取県告示第456号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
4-知(1)-4	CUMYL-CBM INACA	<p>1-(シクロブチルメチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類</p> 

<p>4-知(1)-5</p>	<p>LSZ、LA-SS -Az</p>	<p>[(2S, 4S)-2, 4-ジメチルアゼチジン-1-イル] [(8R)-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-イル]メタノン及びその塩類</p> 
<p>4-知(1)-6</p>	<p>4-fluoro-3-methyl-α-PVP、MFPVP</p>	<p>1-(4-フルオロ-3-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類</p> 

鳥取県告示第457号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザグザグ境港店 境港市蓮池町58-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信 岡山県岡山市中区清水369-2
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) ザグザグ境港蓮池町店
変更後 ザグザグ境港店
- 4 変更年月日
令和3年3月13日
- 5 届出年月日
令和4年8月18日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間

令和4年9月2日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び境港市産業部水産商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第458号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザグザグ東福原店 米子市東福原六丁目727ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信 岡山県岡山市中区清水369-2

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称) ザグザグ米子店

変更後 ザグザグ東福原店

4 変更年月日

令和4年6月25日

5 届出年月日

令和4年8月18日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和4年9月2日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第459号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり清算法人湖山町下代土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和4年9月2日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

就任した清算人の氏名及び住所

中 瀬 和 広 鳥取市湖山町南一丁目169

山 根 一 美 鳥取市湖山町北一丁目362

川 上 浩 之 鳥取市湖山町南二丁目138

山 下 行 正 鳥取市湖山町南一丁目935

山 本 新 吾 鳥取市湖山町北一丁目393

小 泉 武 美 鳥取市湖山町北一丁目244
 令和3年12月27日就任 任期 清算終了まで

鳥取県告示第460号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和4年8月17日から令和5年3月15日まで
- 3 作業地域 倉吉市

鳥取県告示第461号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月2日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
株式会社ファン・ステップ	倉吉市津原669-1	放課後等デイサービス ウィズ・ユウ琴浦	東伯郡琴浦町八橋162-4	放課後等デイサービス	令和4年8月31日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、湯梨浜町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
 羽合都市計画下水道 湯梨浜町公共下水道
 東郷都市計画下水道 湯梨浜町公共下水道
- 2 縦覧場所
 鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和4年9月2日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

- 1 講習の種別及び受講対象者
 経験者講習
 鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。（定員15人）
 （1）法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和4年10月12日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第27会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署 の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和4年9月2日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和4年10月9日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和4年10月11日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和4年10月24日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和4年10月4日 午前10時から午後	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等 射撃	大口徑ライフル銃等に適合	6人

2時30分まで			する実包	
令和4年10月25日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和4年10月25日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 除雪トラック（7トン級）（鳥取） 1台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和4年7月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 UDトラックス株式会社鳥取カスタマーセンター
鳥取市湖山町東三丁目20
- 5 落札金額 33,910,651円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 令和4年6月3日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|------------------------|----------------------------------------|----|
| 1 調達件名及び数量 | 除雪トラック（7トン級）（中部） | 1台 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 令和4年7月21日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | UDトラックス株式会社鳥取カスタマーセンター
鳥取市湖山町東三丁目20 | |
| 5 落札金額 | 33,910,651円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 6 入札公告日 | 令和4年6月3日 | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 | |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|------------------------|------------------------------------|----|
| 1 調達件名及び数量 | ロータリー除雪車（1.8m級）（八頭） | 1台 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 令和4年7月21日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 三協建機株式会社
鳥取市南栄町9 | |
| 5 落札金額 | 32,230,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 6 入札公告日 | 令和4年6月3日 | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 | |